

地方独立行政法人大牟田市立病院
令和２年度における業務実績に関する
評価結果

大 牟 田 市

目 次

年度評価の方法	1
第 1 全体評価	1
1 評価結果	1
2 評価にあたり考慮した事項	2
第 2 大項目評価	4
1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を 達成するためにとるべき措置	4
(1) 評価結果	4
(2) 判断理由	4
(3) 評価委員からの意見、指摘等 評価にあたり考慮した事項	6
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	8
(1) 評価結果	8
(2) 判断理由	8
(3) 評価委員からの意見、指摘等 評価にあたり考慮した事項	9
3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	10
(1) 評価結果	10
(2) 判断理由	10
(3) 評価委員からの意見、指摘等 評価にあたり考慮した事項	10
○ 用語解説	11
○ 地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例	12
○ 地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会 委員名簿	13

年度評価の方法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（以下「法」という。）第28条第1項では、「地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、設立団体の長の評価を受けなければならない」と規定されている。

また、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例（平成21年条例第12号）第2条第2号において、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）の所掌事務として、「各事業年度における業務の実績に関する評価について意見を述べること」と規定している。

そのため、地方独立行政法人大牟田市立病院の令和2年度における業務の実績に関する評価を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴くとともに、「地方独立行政法人大牟田市立病院に対する業務実績評価の基本方針」及び「地方独立行政法人大牟田市立病院の年度評価実施要領」に基づき、「項目別評価（小項目評価・大項目評価）」と「全体評価」を行った。

第1 全体評価

1 評価結果

令和2年度の業務実績に関する全体評価については、以下の大項目評価の結果及び考慮すべき点に鑑み「中期目標・中期計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。」とする。

<大項目評価の結果>

大項目	評価	
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	B 73点	概ね計画どおり進んでいる
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A 76点	計画どおり進んでいる
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	B 60点	概ね計画どおり進んでいる

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況 (ポイント85点以上又は 市長が特に認める)	A 計画どおり 進んでいる (75点以上85点 未満)	B 概ね計画ど おり進んでいる (60点以上75点 未満)	C やや遅れて いる (40点以上60 点未満)	D 重大な改善 事項がある (40点未満)
------	---	---	---	--------------------------------------	--------------------------------

2 評価にあたり考慮した事項

令和2年度は、第3期中期計画の3年目として、年度計画に基づき各部門が行動計画を作成しその達成に向けて業務に取り組んだが、様々な場面で新型コロナウイルス感染症の影響を受けた1年となった。

そのような中、令和2年度、特に着目すべき成果として下記の点を挙げる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応については、病院独自の災害レベル基準を設定し、院内感染防止対策に取り組むとともに、福岡県の協力医療機関として新型コロナウイルス感染症患者の受入を行ったこと。
- (2) がん診療の取組については、常勤の放射線治療医を確保したことにより指定要件を満たしたことで、「地域がん診療連携拠点病院^{※1}」の指定更新を受けたこと。
- (3) 災害等への対応については、令和2年7月豪雨の際には、災害対策本部を立ち上げ、定期的に対策会議を開くとともに、福岡県からDMA T^{※2}の派遣要請を受け、熊本県に1チームを派遣し、病院支援や患者搬送などを行ったこと。
- (4) 医師の確保については、病院長自ら医師派遣元の久留米大学医学部医局及び主任教授の訪問等連携強化に取り組み、これまで非常勤対応だった放射線治療科において常勤医を確保するとともに、急性心筋梗塞に対応できる循環器専門医を確保できたこと。併せて、内科部長を確保し、肝がんの経皮的局所療法等の充実を図ったこと。
- (5) 健全経営の維持及び継続については、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う医業収益の大幅な減収により、実質医業収支は目標値に届かなかったものの、新型コロナウイルス感染症の対応等に係る補助金等の医業外収益により、単年度収支は2億6,591万円の黒字、経常収支比率^{※3}は103.6パーセントとなり、新型コロナウイルス感染症の経営への影響は最小限に抑えることができたこと。

以上のように、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、医療提供体制や経営状況が非常に厳しくなる中、医療スタッフは感染対策を徹底しながら懸命に診療にあたるとともに、全ての職員がそれぞれの現場でたゆまぬ努力を行ったことは評価に値するものとする。

そのため、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、目標値の達成に至らない項目があるものの、令和2年度の業務実績については、「中期目標・中期計画の達成に向けて概ね計画どおりに進んでいる」と判断した。

●令和２年度の業務実績を踏まえ、今後の活躍を期待する事項として以下の点を挙げる。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、医療体制や経営基盤の確保が非常に厳しくなる中、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況や患者の受療行動等を見極めながら、落ち込んだ患者数を回復させ、収益の改善に取り組むとともに、将来にわたって公的な役割を果たせるよう、経営基盤の強化に努めること。
2. 地域の中核病院として、高度で専門的な医療を提供できる体制を確保するとともに、地域医療支援病院^{※4}としての役割を発揮し、住民及び地域の医療機関から信頼される病院となるよう努めること。

第2 大項目評価

1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため にとるべき措置

(1) 評価結果

B評価（ポイント60点以上75点未満：中期目標・中期計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる）

(2) 判断理由

下記のとおり、第1表により評価された小項目評価に各項目の配点を乗じて、その合計を100点換算した点数が73点となり、第2表の評価方法により、「中期目標・中期計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる。」（B評価）とした。

項目名		基本 配点	小項目名	配点	法人の 自己評価	自己評価 に対する 評価委員 会の意見	評価	配点× 評価
1. 良質 で高度な 医療の提 供	(1) 患者本位の医療の実践 (重点)	10×2	① インフォームド・コンセント※5の徹底	5	4	妥当	4	20
			② チーム医療の推進	5	3	妥当	3	15
			③ 高齢者医療の充実	5	3	妥当	3	15
			④ 接遇の向上	5	4	妥当	4	20
	(2) 安心安全な医療の提供	10	① 医療安全対策の充実	5	3	妥当	3	15
			② 院内感染対策の充実	5	4	妥当	4	20
	(3) 高度で専門的な医療の提供	10		10	4	妥当	4	40
	(4) 快適な医療環境の提供	10		10	4	妥当	4	40
2. 診療 機能を充 実する取 組	(5) 保健医療情報等の提供	10		10	3	妥当	3	30
	(6) 法令遵守と公平性・透明性の確保	10		10	4	妥当	4	40
	(1) がん診療の取組(重点)	10×2		20	4	妥当	4	80
	(2) 救急医療の取組	10		10	3	妥当	3	30
3. 地域 医療連携 の取組	(3) 母子医療の取組	10		10	3	妥当	3	30
	(4) 災害等への対応	10		10	4	妥当	4	40
	(1) 地域医療構想※6における役割の発揮	10		10	4	妥当	4	40
(2) 地域包括ケアシステム※7を踏まえた取組		10		10	4	妥当	4	40
合 計		140		140	—	—	—	515

※ポイントの算出 [(配点×評価)の合計] ÷ [基本配点の合計×5(満点評価)] ×100

515 ÷ (140×5) ×100=73 (小数点第1位切捨て)

＜第１表 自己評価及び小項目評価の基準＞

区分	進捗の度合い	判断基準
5	計画を大幅に上回る	計画を達成し、明らかにそれを上回るレベル
4	計画を順調に実施している	計画どおりに実施している
3	計画を下回るが、計画に近い	計画からは下回ったが、支障や問題とならないレベル
2	計画を下回る	計画からすれば、支障や問題があるレベル
1	計画を大幅に下回っている	計画からすれば、著しく乖離したレベル又は未着手

＜第２表 大項目の評価方法＞

大項目評価は、小項目評価の結果、各重点項目の達成状況及び特記事項の記載内容を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の５段階による評価を行う。

区分	進捗の度合い	判断基準
S	中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	ポイント 85 点以上又は市長が特に認める
A	中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる	ポイント 75 点以上 85 点未満
B	中期目標・中期計画の達成に向けておおむね計画どおり進んでいる	ポイント 60 点以上 75 点未満
C	中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている	ポイント 40 点以上 60 点未満
D	中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある	ポイント 40 点未満

(3) 評価委員からの意見、指摘等

- ・新型コロナウイルス感染症患者の診療については、平常の救急医療を行いながら、大変尽力されたことを高く評価する。
- ・大項目第1の「住民に対して提供するサービス」という視点からすると、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に対する地域への貢献が足りなかったのではないかと感じる。県の事業である地域外来PCR検査センターを、大牟田医師会を含む近隣の3医師会で共同運営することとなった際、市立病院からは協力できないという返事もらった。これについては、非常に不本意な状況に陥り、もう少し努力していただきたかった。地域への貢献は、市立病院の使命の一つだと考える。
- ・今回、市立病院が自己評価を「3」とした項目は、患者数が減ったり、市民への啓発活動や職員の教育・研修活動が出来なかったり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事項だと思うが、コロナの影響を除外して評価すれば、中長期的に見ると、評価の一貫性がなくなってしまう。そのため、コロナの影響があったとしても、実績をそのまま評価すべきだと考える。(大項目第2、大項目第3についても同様)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響があったとはいえ、目標を下回った項目を評価「4」とするのは厳しいと思う。評価「3」が妥当だと考える。

【大項目第1の評価にあたり考慮した事項】

- ①インフォームド・コンセント^{※5}の徹底や、チーム医療の推進、高齢者医療の充実、接遇の向上など、患者本位の医療の実践に取り組み、入院患者満足度調査結果については、診察面・接遇面いずれも前年度を上回る評価結果となったこと。
- ②福岡県の協力医療機関として新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる中、病院感染対策委員会が中心となり、院内感染防止対策に取り組み、院内クラスター^{※8}の発生を防止したこと。
- ③快適な医療環境の提供に努め、入院患者満足度調査結果については、院内施設面・病室環境面いずれも前年度を上回る評価結果となったこと。
- ④常勤の放射線治療医を確保したことにより指定要件を満たしたことで、「地域がん診療連携拠点病院^{※1}」の指定更新を受けたこと。
- ⑤令和2年7月豪雨の際に災害対策本部を立ち上げ、定期的に対策会議を開くとともに、福岡県からDMA T^{※2}の派遣要請を受け、熊本県に1チームを派遣し、病院支

援や患者搬送などを行ったこと。

⑥地域医療支援病院として、他の医療機関からの紹介患者の受入れ及び治療後の逆紹介に努め、紹介率については91.7パーセント、逆紹介率については112.3パーセントとなったこと。

⑦入退院の管理や患者支援などを一元的に行う患者総合支援部を新設し、より安心・安全に配慮した療養となるための入退院支援業務を行ったこと。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 評価結果

A評価（ポイント75点以上85点未満：中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる）

(2) 判断理由

下記のとおり、小項目評価に各項目の配点を乗じて、その合計を100点換算した点数が76点となり「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる」（A評価）とした。

項目名		基本 配点	小項目名	配点	法人の 自己評価	自己評価 に対する 評価委員 会の意見	評価	配点× 評価
1. 人材 の 確 保 と 育 成	(1) 病院スタッフの確保 (重点)	10×2	① 医師の確保	10	5	妥当	5	50
			② 多種多様な専門職等の 確保	10	4	妥当	4	40
	(2) 研修及び人材育成の充実	10	① 教育・研修制度の充実	4	3	妥当	3	12
			② 事務職員の専門性の 向上	3	4	妥当	4	12
			③ 教育・研修の場の提供	3	3	妥当	3	9
2. 収益 の 確 保 と 費 用 の 節 減	(1) 収益の確保	10		10	3	妥当	3	30
	(2) 費用の節減	10		10	4	妥当	4	40
3. 経営 管 理 機 能 の 充 実	(1) 経営マネジメントの強化	10		10	4	妥当	4	40
	(2) 継続的な業務改善の実施	10	① 柔軟な人員配置及び 人事給与制度の見直し	5	3	妥当	3	15
			② 病院機能の充実	5	4	妥当	4	20
合 計		70		70	—	—	—	268

※ポイントの算出 [(配点×評価)の合計] ÷ [基本配点の合計×5 (満点評価)] × 100

268 ÷ (70 × 5) × 100 = 76 (小数点第1位切捨て)

(3) 評価委員からの意見、指摘等

- ・法人の自己評価は、概ね妥当である。

【大項目第2の評価にあたり考慮した事項】

- ①病院長自ら医師派遣元の久留米大学医学部医局及び主任教授の訪問等連携強化に取り組み、これまで非常勤対応だった放射線治療科において常勤医を確保するとともに、急性心筋梗塞に対応できる循環器専門医を確保したこと。併せて、内科部長を確保し、肝がんの経皮的局所療法等の充実を図ったこと。
- ②授業料等の補助を行う認定看護師・専門看護師資格取得資金貸付制度により、老人看護専門看護師及び感染管理認定看護師の専門資格を職員各1人が取得したこと。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入院患者数が減少したこと等により、医業収益は大幅な減収となったものの、国・県等の補助金など医業外収益の確保に努めたこと。
- ④今後の医師の働き方改革を視野に入れ、4月から土曜日の外来診療を休診し、救急外来で対応するよう見直しを行うなど、業務改善に取り組んだこと。

3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 評価結果

B評価（ポイント60点以上75点未満：中期目標・中期計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる）

(2) 判断理由

下記のとおり、小項目評価に各項目の配点を乗じて、その合計を100点換算した点数が60点となり「中期目標・中期計画の達成に向けて概ね計画どおり進んでいる」（B評価）とした。

項目名		基本 配点	小項目名	配点	法人の 自己評価	自己評価 に対する 評価委員 会の意見	評価	配点× 評価
1. 経営基 盤の強化	(1) 健全経営の維持及び 継続	10		10	3	妥当	3	30
合 計		10		10	—	—	—	30

※ポイントの算出 $[(\text{配点} \times \text{評価}) \text{の合計}] \div [\text{基本配点の合計} \times 5 (\text{満点評価})] \times 100$

$30 \div (10 \times 5) \times 100 = 60$ （小数点第1位切捨て）

(3) 評価委員からの意見、指摘等

・法人の自己評価は、概ね妥当である。

【大項目第3の評価にあたり考慮した事項】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う医業収益の大幅な減収により、実質医業収支は目標値に届かなかったものの、新型コロナウイルス感染症の対応等に係る補助金等の医業外収益により、単年度収支は2億6,591万円の黒字、経常収支比率^{※3}は103.6パーセントとなり、新型コロナウイルス感染症の経営への影響を最小限に抑えることができたこと。

《用語解説》

※1【地域がん診療連携拠点病院】P 2、P 6

専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、厚生労働大臣が適当と認め、指定した病院のこと。

※2【DMAT】P 2、P 6

Disaster Medical Assistance Team の略。災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームと定義されている。

医師、看護師、業務調整員（医師、看護師以外の医療職又は事務職員）で構成されており、専門的な訓練を受け、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（概ね48時間以内）に活動できる機敏性を有する。

※3【経常収支比率】P 2、P 10

経常収支比率は、病院の収益性を示す指標。100%を超えると黒字を示す。

経常収支比率（%）

＝経常収益（営業収益＋営業外収益）÷経常費用（営業費用＋営業外費用）×100

※4【地域医療支援病院】P 3

地域医療を担う「かかりつけ医」等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有する病院として、都道府県知事が承認する病院のこと。

※5【インフォームド・コンセント】P 4、P 6

患者・家族が医師等から診療内容などについて十分な説明を受け理解した上で同意し、治療方法を選択すること。

※6【地域医療構想】P 4

2025年度の医療需要と必要病床数を推計し、あるべき医療提供体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要な施策を示すもので、福岡県が平成29年3月に作成。

※7【地域包括ケアシステム】P 4

2025年を目処に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進するもの。

※8【クラスター】P 6

「同種のものや人の集まり。群れ。集団。」という意味で、新型コロナウイルス等の感染症に関して使われる場合は、小規模な集団感染やそれによってできた感染者の集団のこと。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）

第 11 条第 2 項第 6 号及び第 4 項の規定に基づき、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会（以下「委員会」という。）の担当事務、組織、委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 法第 11 条第 2 項第 6 号の規定により委員会が担任する事務は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べることとする。

(1) 法第 26 条第 1 項の規定に基づく中期計画の認可に関すること。

(2) 法第 28 条第 1 項各号に定める当該事業年度における業務の実績に関する評価並びに同項第 3 号に定める中期目標の期間における業務の実績に関する評価に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、医療又は経営に関し優れた識見又は学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会の委員である者の任期は、改正前の地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、同日までとする。

○地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会 委員名簿

	氏 名	役 職 等
委 員 長	薬師寺 道 明	久留米大学 名誉学長
副委員長	池 上 恭 子	熊本学園大学 商学部教授
委 員	杉 健 三	大牟田医師会 会長
	河 野 雄 平	帝京大学福岡医療技術学部 医療技術学科 学科長
	小 塩 美枝子	大牟田医師会看護専門学校 主事